

重要事項説明書

(訪問看護、介護予防訪問看護)

ご利用者名：様

事業者：N o a 訪問看護

1，当事業所の概要

(1)事業所の概要

事業所名	Noa 訪問看護
所在地	福岡県福岡市早良区原 6 丁目 22-23 原 6 丁目店舗 2 階
連絡先	092-400-7206
管理者名	金納 奈月
サービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護
介護保険指定番号	4061192854 号
サービス提供地域	福岡市博多区・東区・南区・城南区・早良区・西区・中央区・糟屋郡（離島を除く）※サービス提供地域外の方は要相談

- (事業の目的)
- 《株式会社 Lala》が実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
- (運営の方針)
- 1 本事業の運営方針は、以下のとおりとする。
- (1)指定訪問看護等においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- (2)事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3)利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4)指定訪問看護等の提供に当たっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (5)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6)指定訪問看護等の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 2 指定訪問看護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(2)営業時間

平日	9:00 ～ 18:00
サービス提供時間	24 時間・365 日
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始（12/30 ～ 1/3）

(3)職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	名	1 名
看護師	看護師・准看護師	3 名	名	3 名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

- (従業者の職種、員数及び職務の内容)
- (1)管理者 保健師又は看護師 1 名（常勤）
- 管理者は、従業者の管理、指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2)看護師等 看護師 1 名以上（常勤職員、管理者と兼務）
- 看護師 1 名以上
- 看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。准看護師は訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
- 看護師等及び准看護師は、指定訪問看護等の提供に当たる。

2, 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡等)

Noa 訪問看護	
電話番号：092-400-7206	担当者：金納 奈月
受付時間：9:00～18:00	
その他：留守番電話による対応や携帯電話への転送の措置を実施。	
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話番号：092-642-7859	

各区の窓口

	保健福祉センター福祉・介護保険課及び粕屋保健福祉事務所
博多区	092-419-1081
東区	092-645-1071
南区	092-559-5125
城南区	092-833-4170
早良区	092-833-4352
西区	092-895-7063
中央区	092-718-1102
糟屋郡	092-939-1744

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区でも受付けております

(苦情処理の体制)

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。
詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(緊急時又は事故発生時の対応)

- 1 事業所及びその従業者は、指定訪問看護等の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待の防止)

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のための指針の整備。
 - (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 1 事業者は、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 1 事業所は、全ての指定訪問看護等従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年1回以上
- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項は、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 訪問看護計画、サービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、サービス提供記録、介護報酬請求に関する記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間、事故発生時の記録、市町村への通知及び苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから5年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、《株式会社 Lala》と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 当ステーションの利用料金に関しては、医療報酬改定等変動があり次第変更されるものとする。

3 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2)サービス利用に関する留意事項

*利用者および利用者家族等の禁止事項

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的な誘い、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

(3)サービス契約の終了（次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができるものとします。）

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所のやむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ハラスメント事案に抵触する場合

- ・利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

⑥その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

4 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族への 連 絡 基 準		

5 指定訪問看護の内容及び利用料、その他費用について

(指定訪問看護等の内容)

指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置（指定訪問看護等の内容及び利用料その他の費用の額）

(指定訪問看護等の利用料その他の費用)

- 1 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者は、その3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 実施地域以外から片道20キロメートル未満 無料
 - (2) 実施地域以外から片道20キロメートル以上 400円
 - (3) 死後の処置料は、15,000円とする。
- 3 前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（押印）を受けることとする。
- 4 事業所は、利用者に指定訪問看護等を提供した際には、以下の事項を記したサービス提供記録を作成しなければならない。
 - (1) 指定訪問看護等の提供日、提供時間。
 - (2) 指定訪問看護等の具体的な内容。
 - (3) 利用料金、保険給付の額。
 - (4) 利用者の心身の状況。
 - (5) その他必要な事項。
- 5 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

訪問看護料金表【介護保険】（令和 8 年 7 月 1 日現在）

<保険単位と基本利用料>地域区分単価 1 単位＝10.70 円（5 級地）

* 負担額の計算方法・・・報酬単位×地域区分単位（10.70）＝A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1 割負担の場合）＝B（負担割合が 2 割の方は 0.8、3 割の方は 0.7 をかけてください）

A－B＝利用者負担額

* 准看護師訪問時の負担額の計算方法・・・報酬単位×減算率（10％）＝A（小数点四捨五入）

【要介護】1 割または所得によって 2 割、3 割の負担となります。

		時間内 8 時～18 時	負担額 (10 割)	利用負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護Ⅰ（20 分未満）	看護師	314 単位	3,359 円	335 円	671 円	1,007 円
	准看護師	283 単位	3,028 円	302 円	605 円	908 円
訪問看護Ⅱ（30 分未満）	看護師	471 単位	5,039 円	503 円	1,007 円	1,511 円
	准看護師	424 単位	4,536 円	453 円	907 円	1,360 円
訪問看護Ⅲ（30 分～60 分）	看護師	823 単位	8,806 円	880 円	1,761 円	2,641 円
	准看護師	741 単位	7,928 円	792 円	1,585 円	2,378 円
訪問看護Ⅳ（60 分～90 分）	看護師	1,128 単位	12,069 円	1,206 円	2,413 円	3,620 円
	准看護師	1,015 単位	10,860 円	1,086 円	2,172 円	3,258 円

【要支援】1 割または所得によって 2 割、3 割の負担となります。

		時間内 8 時～18 時	負担額 (10 割)	利用負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護Ⅰ（20 分未満）	看護師	303 単位	3,242 円	324 円	648 円	972 円
	准看護師	273 単位	2,921 円	292 円	584 円	876 円
訪問看護Ⅱ（30 分未満）	看護師	451 単位	4,825 円	482 円	965 円	1,447 円
	准看護師	406 単位	4,344 円	434 円	868 円	1,303 円
訪問看護Ⅲ（30 分～60 分）	看護師	794 単位	8,495 円	849 円	1,699 円	2,548 円
	准看護師	715 単位	7,650 円	765 円	1,530 円	2,295 円
訪問看護Ⅳ（60 分～90 分）	看護師	1,090 単位	11,663 円	1,166 円	2,332 円	3,498 円
	准看護師	981 単位	10,496 円	1,049 円	2,099 円	3,148 円

○夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00）の訪問の場合 上記単位数の 25%増

○深夜（22:00～ 6:00）の訪問の場合 上記単位数の 50%増

※病状によって下記の料金が加算されます

	1 回につき	負担額 (10 割)	利用負担額		
			1 割	2 割	3 割
特別管理加算（Ⅰ）（1 月につき）	500 単位	5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円
特別管理加算（Ⅱ）（1 月につき）	250 単位	2,675 円	267 円	535 円	802 円
ターミナルケア加算（要介護）	2,500 単位	26,750 円	2,675 円	5,350 円	8,025 円
複数名訪問加算（30 分未満）	254 単位	2,717 円	271 円	543 円	815 円
複数名訪問加算（30 分以上）	402 単位	4,301 円	430 円	860 円	1,290 円
初回加算（Ⅰ）	350 単位	3,745 円	374 円	749 円	1,123 円
初回加算（Ⅱ）	300 単位	3,210 円	321 円	642 円	963 円
退院時共同指導加算	600 単位	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
緊急時訪問看護加算	600 単位	6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円
口腔連携強化加算	50 単位	510 円	51 円	102 円	153 円
介護職員等処遇改善加算	ご利用の単位数に所定割合を加算				

訪問看護料金表【医療保険】（令和 8 年 7 月 1 日現在）

【保険単位と基本利用料】

後期高齢者（75 歳以上）		1 割または所得によって 2 割、3 割	
健康保険	国民健康保険	後期受給者（70～74 歳）	2 割 (現役並みの所得者は 3 割)
		一般（70 歳未満）	3 割 (6 歳未満は 2 割)

【基本利用料金明細】

		料金	利用負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1 日につき)	週 3 日目まで ※看護師の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降 ※看護師の場合	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 3 日目まで ※准看護師の場合	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週 4 日目以降 ※准看護師の場合	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（1 日につき） 同一建物居住者	週 3 日目まで ※看護師の場合	2 人 5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		3 人～9 人 2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週 4 日目以降 ※看護師の場合	2 人 6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		3 人～9 人 3,280 円	328 円	656 円	984 円
	同一日 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	2 人 5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		3 人～9 人 2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週 3 日目まで ※准看護師の場合	2 人 5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		3 人～9 人 2,530 円	253 円	506 円	759 円
訪問看護基本療養費Ⅲ (1 日につき) (在宅療養に備えた外泊時)	入院中 1 回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日目まで 30 分未満 ※看護師の場合	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週 3 日目まで 30 分以上 ※看護師の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目まで 30 分未満 ※看護師の場合	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	週 4 日目まで 30 分以上 ※看護師の場合	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	週 3 日目まで 30 分未満 ※准看護師の場合	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	週 3 日目まで 30 分以上 ※准看護師の場合	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	週 4 日目以降 30 分未満 ※准看護師の場合	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
	週 4 日目以降 30 分以上 ※准看護師の場合	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

※病状によっては下記の料金が加算されます。

		料金	利用負担額		
			1 割	2 割	3 割
乳幼児加算（6歳未満）		1,400 円	140 円	280 円	420 円
乳幼児加算（6歳未満）別に厚生労働大臣が定めるもの		1,800 円	180 円	360 円	540 円
精神科複数名訪問看護加算（同一建物2人以下）	①看護師、保健師、作業療法士が同行（1回/日訪問）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	（2回/日訪問）	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	（3回/日訪問）	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
	②准看護師が同行（1回/日訪問）	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	（2回/日訪問）	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
	（3回/日訪問）	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
	③看護補助者、精神保健福祉士が同行	3,000 円	300 円	600 円	900 円
精神科複数名訪問看護加算（同一建物3人以上9人以下）	①看護師、保健師、作業療法士が同行（1回/日訪問）	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	（2回/日訪問）	8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
	（3回/日訪問）	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
	②准看護師が同行（1回/日訪問）	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	（2回/日訪問）	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	（3回/日訪問）	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
	③看護補助者、精神保健福祉士が同行	2,700 円	270 円	540 円	810 円
複数名訪問看護加算	①保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行	4,500 円	（同一建物2人以下）		
		4,000 円	（同一建物3人以上）		
	②准看護師が同行	3,800 円	（同一建物2人以下）		
		3,400 円	（同一建物3人以上）		
	③看護補助者が同行する場合で、特別な管理を必要とする利用者等を訪問（1回/日）	3,000 円	（同一建物2人以下）		
		2,700 円	（同一建物3人以上）		
	同上（2回/日）	6,000 円	（同一建物2人以下）		
		5,400 円	（同一建物3人以上）		
	同上（3回以上/日）	10,000 円	（同一建物2人以下）		
		9,000 円	（同一建物3人以上）		
	④看護補助者が同行する場合で、特別な管理を必要とする利用者等以外を訪問	3,000 円	（同一建物2人以下）		
		2,700 円	（同一建物3人以上）		
難病等複数回訪問加算（週4回以上訪問できる方）	1日2回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1日3回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
早朝・夜間加算（6～8時、18～22時）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22時～6時）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	2日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
長時間訪問看護加算（週1回まで） 15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急時訪問看護加算（1日につき）月14日まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急時訪問看護加算（1日につき）月15日以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算(1月につき)	利用者の状態によりⅠまたはⅡ	Ⅰ 5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		Ⅱ 2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算（1月につき） 利用者の状況に応じ月2回を限度		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算（週4日以上訪問できる方）		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算（1月につき）		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）		2,000 円	200 円	400 円	600 円

24 時間対応体制加算（1 月につき 1 回）	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
看護・介護職員連携強化加算（1 月につき 1 回）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護情報提供療養費（1 月につき 1 回）	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（1 月につき 1 回）	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算（1 月につき）	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護遠隔診療補助料（1 日につき）	2,650 円	265 円	530 円	795 円
訪問看護物価対応料	月の初日（1 日につき）	60 円	6 円	12 円
	2 日目以降（1 日につき）	20 円	2 円	4 円
訪問看護ベースアップ評価料 I（1 月につき 1 回）	1,050 円	105 円	210 円	315 円

その他・保険適用外

	料金
30 分未満の訪問看護・訪問リハビリ	4,000 円
30 分以上 60 分未満の訪問看護・訪問リハビリ	8,000 円
60 分以上の訪問看護・訪問リハビリ	30 分ごとに 4,000 円
早朝・夜間（6 時～8 時、18 時～22 時）の訪問について	基本料金×25%
深夜（22 時～6 時）の訪問について	基本料金×50%
死後処置代	15,000 円
病院受診付き添い（1 時間ごと）	8,000 円＋交通費
加増の介護負担軽減のための在宅での付き添い（1 時間ごと）	8,000 円＋交通費
その他の付き添い（買い物・役場・お散歩）（1 時間ごと）	8,000 円＋交通費
お盆、年末年始、その他の国民の祝日の訪問	基本料金＋3,000 円 ※要相談

交通費：介護保険による介護サービスの場合不要です。

緊急時の訪問の際、高速道路等有料道路を使用した場合、実費請求させていただきます。

衛生材料：介護サービスで使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。

当ステーションで準備する場合は、実費請求させていただきます。

保険適用外サービス：上記金額に別途消費税を頂戴します。

ステーションの状況によってサービス提供が難しい場合もございます。

事前にご相談ください。

キャンセル料：利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルされた場合、以下の通りキャンセル料をいただきます。

ただし、体調の悪化、急変などの事情がある場合、キャンセル料は不要です。

①利用予定当日、訪問前までのご連絡；1,000 円＋消費税

②訪問まで連絡が無かった場合；10 割負担

※利用予定前日までのキャンセルは、キャンセル料不要です。

支払方法：利用者様の利用料(負担分)は 1 か月ごとに請求いたします。(振込、引落、現金対応)

訪問看護料金：令和 9 年 6 月～ベースアップ評価料 2,100 円、物価対応料 120 円（月の初日）・40 円（2 日目以降）とする。

会 社 概 要

会社名 株式会社 L a l a

社員数 3 名(パート・契約社員含む)

設 立 令和 8 年 4 月 7 日

所在地 福岡市博多区博多駅南二丁目 14 番 4-402 号田畑英房ビル

代表者 代表取締役 山下 大悟

サービス内容 訪問看護・介護予防訪問看護

【事業者】

住 所：福岡市博多区博多駅南二丁目 14 番 4-402 号田畑英房ビル

社 名：株式会社 L a l a

代 表 者：代表取締役 山下 大悟

【事業所】

住 所：福岡県福岡市早良区原 6 丁目 22-23 原 6 丁目店舗 2 階

事業所名：N o a 訪問看護

指定番号：4061192854 号

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者様】

住 所

氏 名 _____ ㊞

【代理人】

住 所

氏 名 _____ ㊞

(ご利用者様との間柄：)